

約款番号

EJ1

中途付加のしおり・約款

旧エジソン生命契約用

旧セゾン生命契約用

旧東邦生命契約用

- リビング・ニーズ特約
- 指定代理請求特約
- 指定代理請求人の指定に関する特約
- 給付金の受取人に関する特約
- 家族特約の保険金等の受取人に関する特約

ジブラルタ生命 コールセンター

0120-981-088 通話料無料

受付時間 平日 9:00～18:00 土曜 9:00～17:00
(日・祝・12/31～1/3を除く)

2024年3月版[®]



Gibraltar
ジブラルタ生命

はじめに

- ・この冊子は特約の中途付加にともなう大切な事柄を掲載したものです。ご契約についての大切な事項をわかりやすくご説明していますので、ご一読のうえ、内容を十分にご確認ください。
- ・ご不明な点がございましたら、当社までお問い合わせください。

目 次

ご契約のしおり

- ・リビング・ニーズ特約について …… しおり- 1
- ・指定代理請求特約について …… しおり- 4

約款

- ・保険金等の支払時期変更特則 …… 約款- 1
- ・リビング・ニーズ特約条項 (旧エジソン生命契約用) …… 約款- 3
- ・リビング・ニーズ特約条項 (旧セゾン生命契約用) …… 約款- 10
- ・リビング・ニーズ特約条項 (旧東邦生命契約用) …… 約款- 16
- ・指定代理請求特約条項 …… 約款- 23
- ・指定代理請求人の指定に関する特約条項 (旧エジソン生命「長期介護保障
保険」契約用) …… 約款- 27
- ・給付金の受取人に関する特約条項 (旧エジソン生命契約用) …… 約款- 29
- ・給付金の受取人に関する特約条項 (旧東邦生命契約用) …… 約款- 31
- ・家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項 (旧エジソン生命契約用)
…………… 約款- 32
- ・家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項 (旧東邦生命契約用) …… 約款- 33

※ 「リビング・ニーズ特約」には「保険金等の支払時期変更特則」が適用されますので、併せて掲載しております。

※ 「指定代理請求特約」は、旧エジソン生命契約、旧セゾン生命契約、旧東邦生命契約に付加いただけます。

リビング・ニーズ特約について

特徴

- 生きている間に保険金を受け取ることができます。

この特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金額の全部または一部をお支払いするものです。

- 病気・ケガの種類は問いません。

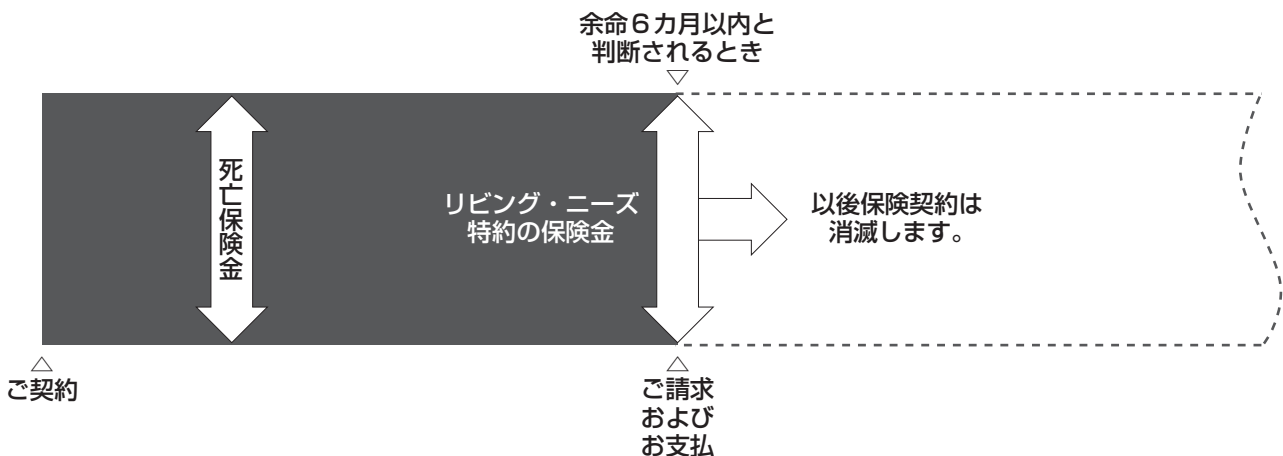
リビング・ニーズ特約の保険金は、病気・ケガの種類を問わずご請求いただけます。

- 特約の保険料は必要ありません。

リビング・ニーズ特約を付加されても、この特約の保険料は必要ありません。

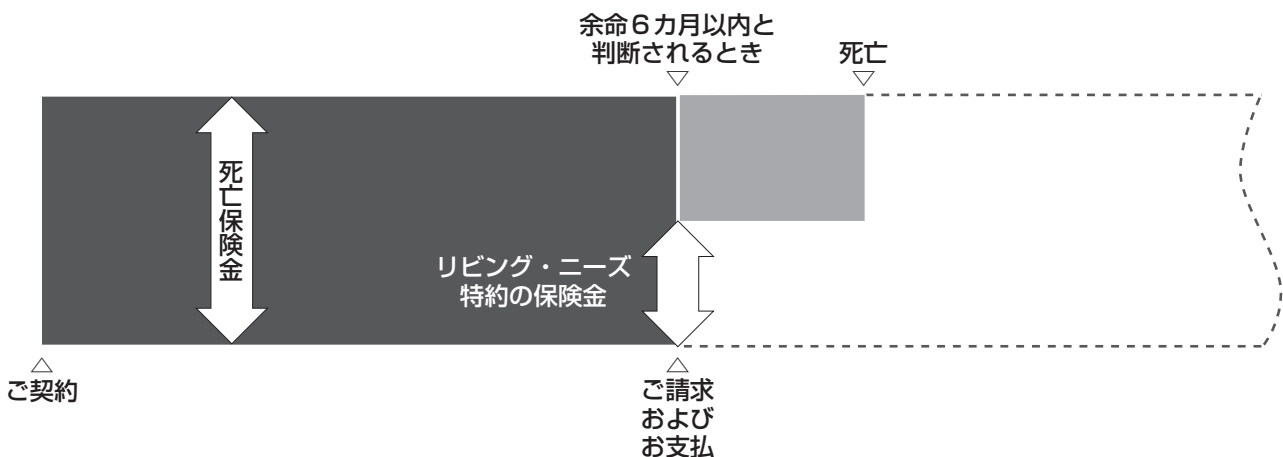
仕組図

【死亡保険金の全部を支払う場合】



- 死亡保険金額の全部をお支払いした場合は、ご契約はその請求日にさかのぼって消滅します。

【死亡保険金の一部を支払う場合】



- 死亡保険金額の一部をお支払いした場合には、次のように取扱います。
 - ・保険金額は、請求保険金額と同額が、減額されます。
 - ・減額部分については、解約払戻金（解約返戻金）は支払いません。
 - ・主契約に付加されている入院関係特約などは、そのまま継続します。
 - ・継続する部分については、引き続き保険料のお払込が必要となります。

■ 保険金のご請求 ■

- リビング・ニーズ特約の保険金の受取人は被保険者です。ただし、旧エジソン生命契約および旧東邦生命契約において、ご契約者および死亡保険金受取人が法人のときは、会社の定める範囲内で、ご契約者（死亡保険金受取人）を受取人とすることができます。
- リビング・ニーズ特約の保険金のご請求・お支払は1契約につき1回限りとなります。
- リビング・ニーズ特約の保険金のご請求に際しては、当社所定の診断書の提出が必要になります。診断書には被保険者の余命が6カ月以内であることに関する医師の参考意見を記入していただく部分があります。また、当社が必要と認めた場合には、事実の確認を行なうことや当社の指定する医師の診査を求められることがあります。

■ 被保険者をご請求できない特別な事情がある場合 ■

- 被保険者がリビング・ニーズ特約の保険金をご請求できない特別な事情があるとき、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または変更した次の指定代理請求人が必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出してリビング・ニーズ特約の保険金をご請求することができます。
 1. ご請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. ご請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- 主契約が次の場合または主契約に次の特約が付加されている場合、リビング・ニーズ特約と次の主契約または特約の指定代理請求人は同一人とします。

<旧エジソン生命契約>

■ 主契約

特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、無配当特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険、無配当特定疾病保障終身保険

■ 特約

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約（USドル建）

<旧東邦生命契約>

■ 主契約

特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険

■ 特約

5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約

- ❗ 指定代理請求特約を付加された場合、指定代理請求は指定代理請求特約の規定に基づいてお取り扱いします。

■ 保険金のお支払 ■

- 被保険者（指定代理請求人）からご請求があり、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合には、リビング・ニーズ特約の保険金を被保険者（指定代理請求人）にお支払いします。
- ❗ 「余命6カ月以内」とは、日本で一般に認められた医療による治療を行なっても余命6カ月以

内であることを意味します。

- リビング・ニーズ特約の保険金のお支払は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ他のご契約と通算して、同一被保険者につき3,000万円を限度とします。ただし、保険金請求者が法人（個人事業主は除きます）となるご契約の場合、この特約による保険金の請求保険金額の限度は保険契約の死亡保険金額等と同額になります。
- この特約による保険金支払の際には、支払保険金額から6カ月分の請求保険金額に対応する利息と保険料を差し引きます。
- 死亡保険金額とは、主契約の死亡保険金額のほか、主契約に付加されている次の特約の死亡保険金額を含めたものをいいます。

<旧エジソン生命契約>

定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約（USドル建）、無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約（USドル建）、逓増定期保険特約、5年ごと利差配当付逓増定期保険特約、無配当逓増定期保険特約、無配当新逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、無配当生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約

<旧セゾン生命契約>

定期保険特約、生存給付金付定期保険特約

<旧東邦生命契約>

定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、逓増定期保険特約、5年ごと利差配当付逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、災害倍額保障付定期保険特約

! 主契約および上記特約について、保険期間満了前1年間はその対象とはなりません。ただし、更新されるときは対象になります。

- USドル建のリビング・ニーズ特約の保険金の場合は、お支払事由が発生した日における当社所定の換算レートで円換算した保険金額を通算します。

指定代理請求特約について

特徴

- この特約は、給付金等の受取人が給付金等をご請求できない特別な事情がある場合に、給付金等の受取人に代わって指定代理請求人または代理請求人がご請求を行なうことを可能にするものです。

特別な事情について

- 特別な事情とは次のとおりです。

- ・給付金等のご請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めた場合
- ・悪性新生物等のため傷病名の告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
- ・その他これに準じる状態であると会社が認めた場合

特約の対象となる給付金等について

- この特約の対象となる給付金等とは、主契約および付加されている特約の給付のうち、次の①から⑤の被保険者が受け取る給付が対象となります。

- ① 受取人が被保険者と定められている給付（付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。）
- ② 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより、被保険者が受け取ることとなる給付（旧エジソン生命契約、旧東邦生命契約の場合）
- ③ 被保険者とご契約者が同一人である場合で、受取人がご契約者と定められている給付（付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、ご契約者が受取人となる給付を含みます。）
- ④ 受取人が給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人と定められている給付で、ご契約者がその受取人を被保険者と指定している給付またはその受取人が指定されていないことにより被保険者が受取人となることが定められている給付
- ⑤ 被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

! 主契約、特約の種類により取扱が異なる場合があります。

指定代理請求人について

- 指定代理請求人とは、ご契約者が被保険者の同意を得て、次の範囲内であらかじめ指定した人1名となります。ただし、指定代理請求人はご請求時においてもこの範囲内にあることを要します。

- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 被保険者の3親等内の親族
- ③ 被保険者と同居し、または生計を一にしている上記①または②に準ずる者として会社が認めた者
- ④ 上記①から③のほか、被保険者のために給付金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

*ご契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人の変更または指定の撤回をすることができます。

代理請求人について

- 代理請求人とは、指定代理請求人の指定がない場合、または、指定代理請求人がご請求時に会社の定める指定代理請求人の範囲外である場合、もしくは、指定代理請求人に給付金等をご請求できない特別な事情がある場合に、代理で給付金等のご請求ができる人で次の①から③に定める人となります。

- ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

- ② ①に規定する人がいない場合、または①に規定する人に給付金等をご請求できない特別な事情がある場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③ ①もしくは②に規定する人がいない場合、または、①もしくは②に規定する人に給付金等をご請求できない特別な事情がある場合には、①以外の戸籍上の配偶者または②以外の3親等内の親族

【ご注意】

- 会社が指定代理請求人もしくは代理請求人に対して給付金等をお支払いした場合には、その後重複して給付金等のご請求を受けても、会社はこれを支払いません。
 - 代理請求により給付金などをお支払いした場合、被保険者またはご契約者にはとくにその旨をご連絡しません。したがって、被保険者またはご契約者がご存じないまま、ご契約の全部または一部が消滅するなど、ご契約内容（保険金額、保険料など）が変更されている場合がありますのでご注意ください。なお、被保険者またはご契約者から給付金などのお支払についてご照会があった場合には被保険者またはご契約者にお知らせします。
 - 故意または重大な過失により、給付金等のお支払事由（保険料の払込免除事由を含みます。）を生じさせた人または故意に給付金等の受取人を給付金等をご請求できない状態にさせた人は、指定代理請求人または代理請求人としての取扱を受けることができません。
 - この特約とは別に普通保険約款・特約条項に指定代理請求・代理請求についての規定があります。その場合でも、この特約を主契約に付加したときには、普通保険約款・特約条項における指定代理請求・代理請求の規定を適用せず、この特約の規定に基づいて取り扱います。
 - この特約を付加した場合には、指定代理請求人または代理請求人に、代理請求ができることをお伝えください。
 - ご契約形態によっては、この特約を付加できない場合があります。また、この特約の対象とならない給付金等もあります。くわしくは、当社コールセンターまたは当社の担当者までおたずねください。
- ❗ 旧エジソン生命の長期介護保障保険に付加される「指定代理請求人の指定に関する特約」については、「指定代理請求人の指定に関する特約条項」をご覧ください。

保険金等の支払時期変更特則 目次

第1条	特則の適用	
第2条	保険金等支払の時期および場所	(保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)
第3条	死亡保険金の簡易請求	
第4条	特則の解約	
第5条	特則の更新	情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

保険金等の支払時期変更特則

(特則の適用)

- 第1条** この特則は、平成 24 年1月1日以降、主契約および主契約に付加された特約(主契約および特約に適用された保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(既契約用)および保険法施行に伴う取扱変更に関する特則(更新用)を含みます。以下「主契約等」といいます。)に適用されます。
- ② この特則の規定については、主契約等の普通保険約款、特約条項または特則条項(以下「主約款等」といいます。)の規定に優先して取扱います。
- ③ この特則の規定以外については、主約款等の規定により取扱います。

(保険金等支払の時期および場所)

- 第2条** 保険金、給付金、年金、見舞金または一時金等(名称を問わず、主約款等に定める支払事由に基づいて支払うものをいいます。以下「保険金等」といいます。)が支払われるときは、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日(5日と定められている主約款等においては5日)以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。
- ② 保険金等を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、主契約等の締結時から保険金等請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます。)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して 25 日を経過する日とします。
1. 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金等の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金等を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 45 日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 60 日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 90 日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180 日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 90 日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金等を請求した者に、その旨を通知します。
- ⑥ 前5項の規定は、保険料の払込免除について準用します。
- ⑦ 主約款等の保険金等の支払の時期および場所に関する規定を準用している規定については、その規定が準用している規定ではなく、前6項を準用するものとします。
- ⑧ 主約款等の請求手続または請求書類の規定において、保険金等の支払および保険料の払込免除の際に、会社が必要と認めた場合は事実の確認および会社の指定する医師の判断を求める旨定めている部分は適用しません。

(死亡保険金の簡易請求)

第3条 死亡保険金(名称を問わず、普通死亡の際に支払われる金額とします。普通死亡の際に年金を支払う保険契約または特約においては、年金現価の一時支払を請求する場合のその金額を含みます。以下、本条において同じとします。)の受取人は、死亡保険金の支払事由が生じたときは、死亡保険金を葬儀費用等に充当するため、会社の定める事由、金額等の範囲内で、会社所定の金額を上限として、死亡保険金の一部または全部につき簡易請求を行なうことができます。この場合、会社は、死亡保険金の提出書類の一部の省略を認めるものとします。

(特則の解約)

第4条 この特則のみの解約はできません。

(特則の更新)

第5条 この特則が適用された主契約が更新されたときは、この特則も更新されます。

(保険金等支払の時期および場所に関する規定の読替特則)

平成 24 年4月1日以降、主契約等が更新されたときまたは特約が付加されたときは、更新された主契約等または付加された特約について、この特則第2条(保険金等支払の時期および場所)第2項第4号は、次のとおり読み替えます。

- 「
4. 主約款等に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
- 前2号に定める事項、保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人が、次の(1)から(5)までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは保険金等の受取人の主契約等締結の目的もしくは保険金等請求の意図に関する主契約等の締結時から保険金等請求時までにおける事実
- (1) 主約款等に定める反社会的勢力に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- 」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、保険金等の支払時期変更特則条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

リビング・ニーズ特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金の支払
- 第3条 保険金を支払わない場合
- 第4条 特約の取消および無効
- 第5条 告知義務および告知義務違反
- 第6条 重大事由による解除
- 第7条 保険金支払の時期および場所
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の消滅とみなす場合
- 第11条 特約の解約
- 第12条 特約の解約払戻金
- 第13条 特約の復帰
- 第14条 指定代理請求人の変更
- 第15条 受取人の変更
- 第16条 遺言による受取人の変更
- 第17条 受取人による主契約の存続
- 第18条 契約者配当金
- 第19条 請求手続
- 第20条 時効
- 第21条 管轄裁判所
- 第22条 主約款の規定の準用
- 第23条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則
- 第24条 新定期保険、5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加した場合の特則

- 第25条 特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、無配当特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険および無配当特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則
- 第26条 新終身年金保険に付加した場合の特則
- 第27条 主契約の払済増加保険、終身買増保険または生存買増保険の取扱
- 第28条 主契約に特別条件付取扱特約が付加されている場合の特則
- 第29条 主契約に質権が設定される場合の特則
- 第30条 主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約または無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)が付加されている場合の特則
- 第31条 無配当収入保障保険に付加した場合の特則
- 第32条 無配当通減定期保険に付加した場合の特則
- 第33条 主契約にガン割増保障特約が付加された無配当新増定期保険特約が付加されている場合の特則
- 第34条 積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則
- 第35条 積立利率変動型一時払終身保険(USドル建・円建)に付加した場合の特則

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

リビング・ニーズ特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断されたときに、死亡保険金額の全部または一部を被保険者に支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、会社の定める範囲内で、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、承諾の日とします。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金の支払)

第2条 会社は、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、会社の定める範囲内で、主契約の死亡保険金額の一部または全部(以下「この特約の保険金」といいます。)を被保険者に支払います。ただし、主契約において契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、会社の定める範囲内で、この特約の保険金を法人に支払うことができます。

- ② 被保険者は、第19条(請求手続)に規定する必要書類を提出して、前項の保険金を請求して下さい。ただし、この特約の保険金の請求日(第19条に定める請求書類が会社に到達した日をいいます。以下同じ。)が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合には会社はこの特約の保険金を支払いません。
- ③ 被保険者がこの特約による保険金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第14条(指定代理請求人の変更)の規定により変更した次の者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、第19条(請求手続)に規定する必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、この特約の保険金の受取人の代理人としてこの特約の保険金の請求をすることができます。ただし、この特約の保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 1. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ④ 前項の規定により、会社がこの特約の保険金を受取人の代理人に支払った場合には、その後この特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑤ 主契約の保険金の全部が支払われた場合、この特約の保険金の請求日にさかのぼって主契約は消滅します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合、請求保険金額と同額の主契約の保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。ただし、その消滅分または減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。この場合、この特約の保険金の支払日以降、主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます。)に定める死亡保険金または高度障害給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)の請求を受けても、本条により支払った保険金額については支払いません。
- ⑥ この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。
- ⑦ 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、この特約の保険金を支払いません。
- ⑧ この特約の保険金の支払に際しては、会社の定める方法により計算した、この特約の保険金の請求日から6カ月間の請求保険金額に対応する利息および保険料を、また、主約款に規定する貸付金がある場合には、その元利合計額を差し引いて支払います。
- ⑨ 主契約の保険金の全部が支払われたときに、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約はこの特約の保険金の請求日にさかのぼって消滅します。ただし、消滅する特約に解約払戻金があってもこれを支払いません。なお、災害入院特約、無配当災害入院特約、疾病入院特約、無配当疾病入院特約、成人病入院特約、無配当成人病入院特約、女性医療特約、無配当女性医療特約、通院特約、無配当通院特約、家族災害入院特約、無配当家族災害入院特約、家族疾病入院特約、無配当家族疾病入院特約、家族通院特約および無配当家族通院特約の消滅分については、各特約に規定する特約の保険期間満了の規定を準用します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合には、各特約は減額の取扱をせずに継続するものとします。

(保険金を支払わない場合)

第3条 次のいずれかの事由によって被保険者が前条第1項の規定に該当したときは、この特約の保険金を支払いません。

1. 契約者、被保険者または指定代理請求人の故意
 2. 被保険者の犯罪行為
 3. 戦争その他の変乱
- ② 前項の規定にかかわらず、戦争その他の変乱によって前条第1項の規定に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に及ぼす影響が小さいと認めるときは、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。

(特約の取消および無効)

第4条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復帰が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。

- ② 契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復帰した場合は、その特約は無効とします。

(告知義務および告知義務違反)

第5条 この特約の締結、復活または復帰の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関し書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ この特約の保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、この特約の保険金の支払をすでに行なっていたときでも、その返還を請求します。ただし、被保険者が支払事由に該当したことが解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、特約の締結、復活または復帰の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったと

き

2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ この特約の告知義務違反による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(重大事由による解除)

第6条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人がこの特約の保険金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の保険金の請求に関し、この特約の保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者またはこの特約の保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくはこの特約の保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② この特約の保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、保険金の支払をしません。すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ この特約の重大事由による解除の通知については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(保険金支払の時期および場所)

第7条 この特約の保険金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、前条第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者もしくは被保険者の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日

4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または指定代理請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第10条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 第2条(保険金の支払)に規定するこの特約の保険金を支払ったとき。
2. 主契約が延長保険に変更されたとき。
3. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(特約の解約)

第11条 契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第19条(請求手続)に規定する必要書類を提出して下さい。

(特約の解約払戻金)

第12条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(特約の復帰)

第13条 主契約の復帰請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復帰の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用して、この特約の復帰の取扱をします。

(指定代理請求人の変更)

第14条 契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

(受取人の変更)

第15条 この特約の保険金の受取人については、第2条(保険金の支払)第1項に定める被保険者または法人とし、その範囲内で、この特約の保険金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、この特約の保険金の受取人を変更することができます。この場合、この特約の保険金の受取人を法人に変更するときは、被保険者の同意を得るものとします。

- ② 第1項の通知が会社に到達した場合には、この特約の保険金の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前のこの特約の保険金の受取人に特約の保険金を支払ったときは、その支払後に変更後のこの特約の保険金の受取人から特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

第16条 契約者は、遺言によっても、この特約の保険金の受取人を、被保険者以外の者に変更することはできません。

(受取人による主契約の存続)

第17条 契約者以外の者で主契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による主契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日に効力を生じます。

- ② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時においてこの特約の保険金の受取人である被保険者は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
- ③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の保険金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、この特約の保険金の受取人に支払います。

(契約者配当金)

第18条 この特約に対しては、契約者配当金はありません。

(請求手続)

第19条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

	項目	提出書類
1	保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終保険料の払込を証する書類
2	保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券 (7) 最終保険料の払込を証する書類
3	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
4	指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の同意書 (3) 保険証券

② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。

③ 第1項の2の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(時効)

第20条 この特約の保険金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

(管轄裁判所)

第21条 この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第22条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則)

第23条 定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、無配当定期保険特約、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約、無配当解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)、無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)、通増定期保険特約、5年ごと利差配当付通増定期保険特約、無配当通増定期保険特約、無配当新通増定期保険特約、無配当通減定期保険特約、養老保険特約、生存給付金付定期保険特約、無配当生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約、無配当重度慢性疾患保障保険特約、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約または無配当特定疾病保障定期保険特約(以下「定期保険特約等」といいます。)が主契約に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。ただし、主契約に付加されている定期保険特約等について、各特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間は、本特則を適用しません。

1. 第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等の死亡保険金額を合算した額とします。ただし、合算する無配当通減定期保険特約の死亡保険金額はこの特約の保険金請求日から6カ月経過後の最初に到来する月単位の応当日における死亡保険金額とします。
 2. 契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条第1項の規定にかかわらず、主契約および定期保険特約等の請求日の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。
 3. 第2条第5項ないし第8項の規定は本条の場合に適用します。
- ② 自動更新付生存給付特約、5年ごと利差配当付自動更新付生存給付特約または無配当自動更新付生存給付特約が主契約に付加されている場合で、第2条第5項の規定により、主契約の保険金の一部が支払われて主契約の保険金額が減額される場合には、第2条第9項の規定にかかわらず、主契約の減額に応じて、自動更新付生存給付特約、5年ごと利差配当付自動更新付生存給付特約または無配当自動更新付生存給付特約の生存給付金額も同じ割合で減額されるものとします。この場合、その減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。
- ③ 主契約に5年ごと利差配当付年金払定期保険特約、無配当年金払定期保険特約、無配当収入保障特約、無配当ガン収入保障特約または無配当特定疾病収入保障特約が付加されている場合には、第2条にかかわらず、この特約の保険金

として主契約の保険金の全額を支払うことはできません。

(新定期保険、5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加した場合の特則)

第24条 この特約を新定期保険、5年ごと利差配当付定期保険または無配当定期保険に付加した場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 主契約の更新の際に別段の申出がないときは、この特約も主約款の規定に準じて同時に更新するものとします。
2. 前号の規定によってこの特約が更新された場合、第2条(保険金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続しているものとして取り扱います。
3. 主契約が更新される場合には、第2条第2項中、「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。)前1年以内」に読み替えます。

(特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、無配当特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険および無配当特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則)

第25条 この特約を特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、無配当特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または無配当特定疾病保障終身保険に付加した場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 第2条(保険金の支払)第5項中、「死亡保険金または高度障害給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)」とあるのを「死亡保険金、高度障害給付金または特定疾病給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)」に読み替えます。
2. 第2条第3項および第14条(指定代理請求人の変更)の規定にかかわらず、この特約の指定代理請求人は主契約の指定代理請求人となります。
3. 特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険または無配当特定疾病保障定期保険の更新の際に別段の申出がないときは、この特約も主約款の規定に準じて同時に更新するものとします。
4. 前号の規定によってこの特約が更新された場合、第2条の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続しているものとして取り扱います。
5. 第3号の規定によって主契約が更新される場合には、第2条第2項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。)前1年以内」に読み替えます。

(新終身年金保険に付加した場合の特則)

第26条 この特約を新終身年金保険に付加する場合には、定期保険特約、増定期保険特約または養老保険特約の付加を要するものとし、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 新終身年金保険の死亡給付金は、第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金には含めません。
2. 第10条(特約の消滅とみなす場合)中、第2号を削除し、以下1号繰り上げます。

(主契約の払済増加保険、終身買増保険または生存買増保険の取扱)

第27条 主契約(新定期保険を除きます。)に払済増加保険、終身買増保険または生存買増保険がある場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 払済増加保険または終身買増保険がある場合
 - (1) 第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に払済増加保険または終身買増保険の死亡保険金額を合算した額とします。
 - (2) 契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条第1項の規定にかかわらず主契約および払済増加保険または終身買増保険の請求日の保険金額のそれぞれの割合に応じて、この特約の保険金を支払うものとします。
 - (3) 第2条第5項ないし第8項の規定は本号の場合に適用します。
2. 生存買増保険がある場合
 - (1) 第2条第9項の規定により、主契約の保険金の全部が支払われて主契約が消滅する場合には、生存買増保険は消滅します。ただし、生存買増保険に解約払戻金があってもこれを支払いません。
 - (2) 第2条第5項の規定により、主契約の保険金の一部が支払われて主契約の保険金額が減額される場合には、主契約の減額に応じて生存買増保険の保険金額が減額されます。ただし、その減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。

(主契約に特別条件付取扱特約が付加されている場合の特則)

第28条 特別条件付取扱特約が主契約に付加されていて、その条件が保険金の削減支払の場合には、この特約の保険金は、この特約の保険金に請求日における削減割合を乗じた金額を支払います。

(主契約に質権が設定される場合の特則)

第29条 主契約に質権が設定される場合にはこの特約は締結できないものとします。

- ② この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

(主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約または無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)が付加されている場合の特則)

第 30 条 この特約の付加された主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約、無配当特定疾病保障定期保険特約、無配当ガン収入保障特約、無配当特定疾病収入保障特約または無配当特定疾病保障付解約払戻金抑制型終身保険特約(USドル建)(以下、本条において「他の特約」といいます。)が付加されている場合で、指定代理請求人を指定するときは、この特約と他の特約の指定代理請求人は同一とします。指定代理請求人が変更される場合も同様とします。ただし、特約年金支払中の無配当ガン収入保障特約および無配当特定疾病収入保障特約の指定代理請求人についてはこの限りではありません。

(無配当収入保障保険に付加した場合の特則)

第 31 条 この特約を無配当収入保障保険に付加した場合には、第2条(保険金の支払)第1項にかかわらず、この特約の保険金に主契約の収入保障年金は含みません。

② 主契約に付加された定期保険特約等の保険金が全部支払われた場合、主契約の年金支払満了日に主契約は消滅します。ただし、収入保障年金の一時払を行なうときは、収入保障年金の一時支払のときに主契約は消滅します。

(無配当通減定期保険に付加した場合の特則)

第 32 条 主契約の死亡保険金額は、この特約の保険金請求日から6カ月経過後の最初に到来する月単位の応当日における死亡保険金額とします。

(主契約にガン割増保障特則が付加された無配当新通増定期保険特約が付加されている場合の特則)

第 33 条 ガン割増保障特則のガン死亡保険金額は、この特約の特約保険金の支払対象には含みません。

② 第2条(保険金の支払)第5項および第 23 条(主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則)第1項により、無配当新通増定期保険特約の特約基本保険金額が減額された場合でも、ガン割増保障特則のガン死亡保険金額およびガン高度障害給付金額は無配当新通増定期保険特約の特約基本保険金額が減額されなかったものとして取り扱います。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合の特則)

第 34 条 この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加した場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 第2条(保険金の支払)第1項中、「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」に、第5項中、「保険金額」とあるのを「基本保険金額」に、「死亡保険金または高度障害給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)」とあるのを「死亡保険金、高度障害給付金または介護一時金(以下「主約款に定める保険金」といいます。)」に読み替えます。
2. 第2条第5項の規定により、主契約の基本保険金額の全部または一部が支払われる場合に、主契約に増加保険金があるときは、主契約の基本保険金額が支払われた割合に応じて、この特約の保険金の請求日における増加保険金額をあわせて支払います。この場合、増加保険金額は、支払われた金額分だけ、この特約の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
3. 第 28 条(主契約に特別条件付取扱特約が付加されている場合の特則)の削減割合を乗じる保険金に、主契約の増加保険金は含まないものとします。

(積立利率変動型一時払終身保険(USドル建・円建)に付加した場合の特則)

第 35 条 この特約を積立利率変動型一時払終身保険(USドル建・円建)に付加した場合には、次の各号に定めるところにより取り扱います。

1. 第2条(保険金の支払)第1項中「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」に、第5項中「保険金額」とあるのを「基本保険金額」に読み替えます。
2. 第2条(保険金の支払)第5項の規定により、主契約の基本保険金額の全部または一部が支払われる場合に、主契約に増加保険金があるときは、主契約の基本保険金額が支払われた割合に応じて、この特約の保険金の請求日における増加保険金額をあわせて支払います。この場合、増加保険金額は、支払われた金額分だけ、この特約の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

リビング・ニーズ特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約保険金の支払
- 第2条 特約保険金を支払わない場合
- 第3条 戦争その他の変乱の場合の特例
- 第4条 特約保険金の請求手続
- 第5条 特約保険金支払の時期および場所
- 第6条 特約の締結および責任開始期
- 第7条 特約の保険料の払込
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の復旧
- 第11条 特約の消滅
- 第12条 特約の解約
- 第13条 特約の返戻金
- 第14条 告知義務および告知義務違反による解除
- 第15条 重大事由による解除
- 第16条 保険契約者配当金の特別支払
- 第17条 主約款に定める配当契約の取扱
- 第18条 管轄裁判所
- 第19条 主約款の規定の準用
- 第20条 主契約が終身保険の場合の特則
- 第21条 主契約が定期保険の場合の特則
- 第21条の2 主契約が通増定期保険の場合の特則

- 第21条の3 主契約が家族生活定期保険の場合の特則
 - 第22条 主契約が基本保障保険の場合の特則
 - 第23条 主契約が個人年金保険の場合の特則
 - 第24条 主契約に定期保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合の特則
 - 第25条 主契約に付加されている災害入院特約等の取扱
 - 第26条 主契約に特別条件特約が付加されている場合の特則
 - 第27条 主契約が積立利率変動型保険の場合の特則
 - 第28条 特約の取消および無効
 - 第29条 受取人の変更
 - 第30条 遺言による受取人の変更
 - 第31条 受取人による主契約の存続
 - 第32条 時効
- 情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則**
- 別表** 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

リビング・ニーズ特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、主たる保険契約の死亡保険金の全部または一部について、保険金を支払うことを内容とします。

(特約保険金の支払)

- 第1条 会社は、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、会社の定める範囲内で、特約保険金を被保険者に支払います。ただし、特約保険金の請求日(第4条(特約保険金の請求手続)第1項に定める必要書類が会社に到達した日をいいます。以下同じ)が主たる保険契約(以下「主契約」といいます)の保険期間の満了前1年以内である場合には、会社は、特約保険金を支払いません。
- 2. 前項の特約保険金の保険金額は、会社の定める範囲内で、主契約の死亡保険金額のうち、被保険者が指定した金額(以下「指定保険金額」といいます)とします。
- 3. 特約保険金の支払に際しては、指定保険金額から、会社の定める方法により計算した、特約保険金の請求日から6カ月間の指定保険金額に対応する利息および保険料を差し引くものとします。
- 4. 主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅するものとします。この場合、主契約に付加されている特約も同時に消滅するものとします。
- 5. 主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、保険契約は、指定保険金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとします。
- 6. 第4項および第5項の定めにより、特約保険金が支払われた場合には、特約条項および主契約の普通保険約款(以下「主約款」といいます)の規定にかかわらず、解約返戻金は支払いません。
- 7. 会社は、主約款に定める保険金を支払ったかまたは支払うこととした場合には、その後に特約保険金の請求を受けても、これを支払いません。
- 8. 特約保険金を支払う前に、主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、特約保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
- 9. 主約款に規定する貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利合計額を差し引きます。

(特約保険金を支払わない場合)

第2条 被保険者が次のいずれかによって前条第1項の規定に該当した場合には、会社は、特約保険金を支払いません。

- (1) 主契約の責任開始の日から起算して1年以内における被保険者の犯罪行為
- (2) 保険契約者、被保険者または第4条(特約保険金の請求手続)第2項に定める指定代理請求人の故意

(戦争その他の変乱の場合の特例)

第3条 被保険者が戦争その他の変乱により第1条(特約保険金の支払)第1項の規定に該当した場合に、その原因により第1条(特約保険金の支払)第1項の規定に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算の基礎に影響を及ぼすと認めるときは、その程度に応じ、特約保険金を削減して支払い、またはその金額の全額を支払いません。

(特約保険金の請求手続)

第4条 被保険者は、特約保険金を請求(第1条(特約保険金の支払)第2項の保険金額の指定を含みます)する場合には、必要書類(別表)を提出してください。

2. 被保険者が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した次の第1号(第1号に該当する者がいないときは第2号)に該当する者(以下「指定代理請求人」といいます)が必要書類(別表)および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、特約保険金を請求することができます。この請求があった場合には、会社はその請求者を被保険者の特約保険金の請求に関する代理人として、特約保険金を支払うことができます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている、被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居しまたは被保険者と生計を一にしている、被保険者の3親等内の親族
3. 前項の規定により、会社が指定代理請求人に特約保険金を支払った場合には、その後重複して特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(特約保険金支払の時期および場所)

第5条 特約保険金は、その請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に、会社の本社または会社の指定した場所において支払います。

2. 特約保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から特約保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認(会社の指定した医師による診断を含みます)を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 - (1) 特約保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 - (2) 特約保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
特約保険金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 - (4) この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第15条(重大事由による解除)第1項第4号(ア)から(オ)までに該当する事実の有無または保険契約者もしくは被保険者の特約締結の目的もしくは特約保険金請求の意図に関する特約の締結時から特約保険金請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、特約保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数(各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数)を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法(昭和24年法律第205号)にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、保険契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
4. 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または指定代理請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき(会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます)は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。
5. 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、特約保険金を請求した者に、その旨を通知します。

(特約の締結および責任開始期)

第6条 この特約は、主契約の締結の際または締結後、被保険者の同意を得て、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに、主契約に付加して締結します。

2. この特約の責任開始期は、主契約と同一とします。ただし、主契約の締結後にこの特約を付加するときは、会社がこの特約の付加を承諾した時とします。
3. 主契約の締結後、この特約を主契約に付加したときは、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の保険料の払込)

第7条 この特約は保険料の払込を要しません。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱に準じて、この特約の復活の取扱をします。

(特約の復旧)

第10条 主契約の復旧の請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の請求があったものとします。
2. この特約の復旧を承諾したときは、主契約の復旧の取扱に準じて、この特約の復旧の取扱をします。

(特約の消滅)

第11条 次の各号の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が延長保険に変更されたとき
- (3) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

(特約の解約)

第12条 保険契約者は、将来に向かってこの特約を解約することができます。

(特約の返戻金)

第13条 この特約の解約返戻金その他の返戻金はありません。

(告知義務および告知義務違反による解除)

第14条 この特約の締結、復活または復旧の際、支払事由の発生に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関し書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社指定の医師に告知するときは、口頭によるものとします。

2. 保険契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、会社は、この特約を解除することができます。
3. 会社は、特約保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、会社は、特約保険金を支払いません。また、すでに特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求します。ただし、特約保険金の支払事由が解除の原因となった事実によらなかったことを、保険契約者または被保険者が証明したときは、特約保険金を支払います。
4. 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 - (1) 会社が特約の締結、復活または復旧の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - (2) 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
 - (5) この特約の責任開始の日から起算して2年以内に特約保険金の支払事由が生じなかったとき
5. 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたこと認められる場合には、適用しません。
6. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または指定代理請求人に解除の通知をします。

(重大事由による解除)

第15条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人がこの特約の特約保険金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で、事故招致(未遂を含みます)をした場合
- (2) この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます)があった場合
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- (4) 保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係

- 企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
- (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ) 保険契約者または特約保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または保険契約者、被保険者もしくは特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 会社は、特約保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、特約保険金の支払をしません。また、すでに特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求します。
3. この特約の解除は、保険契約者に対する通知により行ないます。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または指定代理請求人に解除の通知をします。

(保険契約者配当金の特別支払)

第16条 主約款および特約条項で保険契約者配当金を支払う旨を定めてある場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、第1条(特約保険金の支払)に定める特約保険金が支払われる場合、指定保険金額分に対しては、主約款および特約条項に定める保険契約者配当金の支払の規定にかかわらず、特約保険金の請求日の直前の事業年度末に計算した保険契約者配当金を、特約保険金とともに特約保険金の受取人に現金で支払います。
- (2) 第1条(特約保険金の支払)第4項の規定により主契約と同時に消滅する特約の保険契約者配当金については、前号の規定を準用し、前号の保険契約者配当金に加えて支払います。

(主約款に定める配当契約の取扱)

第17条 主契約に、主約款に定める配当契約が付加されている場合で、第1条(特約保険金の支払)第4項の規定により主契約が消滅したときは、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 配当契約が増加終身保険の場合
死亡保険金額から、会社の定める方法により、特約保険金の請求日から6カ月間の増加終身保険の死亡保険金に対応する利息を差し引いた金額を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。
- (2) 配当契約が増加養老保険の場合
死亡保険金額から、会社の定める方法により、特約保険金の請求日から6カ月間の増加養老保険の死亡保険金に対応する利息を差し引いた金額を特約保険金とともに特約保険金の受取人に支払います。ただし、特約保険金の請求日が増加養老保険の保険期間の満了前1年以内のときは、会社は、該当する増加養老保険については、特約保険金を支払いません。

(管轄裁判所)

第18条 この特約における特約保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第19条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約が終身保険の場合の特則)

第20条 主契約が利益配当付ライフサイクル終身保険または5年ごと利差配当付ライフサイクル終身保険の場合で、主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加されたときは、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部が年金または介護保障に移行された場合
この特約は消滅します。
- (2) 主契約の一部が年金または介護保障に移行された場合
この特約の保険金の支払は、移行後の死亡保険金についてのみ行ないます。

(主契約が定期保険の場合の特則)

第21条 主契約が定期保険の場合には、第1条(特約保険金の支払)第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(主約款の規定により主契約が更新される場合、および主約款の規定によりライフサイクル無配当定期保険に自動変更される場合を除きます)前1年以内」と読み替えます。

(主契約が増定期保険の場合の特則)

第21条の2 主契約が増定期保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約保険金の支払)第2項に定める主契約の死亡保険金の金額は、特約保険金の請求日における死亡保険金額とします。
- (2) 第1条(特約保険金の支払)第5項の規定により主契約の保険金額が減額される場合には、減額された特約保険金額に対応する基本保険金額が減額されたものとして取り扱います。

(主契約が家族生活定期保険の場合の特則)

第21条の3 主契約が家族生活定期保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約保険金の支払)第2項に定める主契約の死亡保険金の金額は、特約保険金の請求日の翌日から起算して6カ月間の満了する日における家族年金額の現価とします。
- (2) 第1条(特約保険金の支払)第5項の規定により主契約の保険金額が減額される場合には、減額された特約保険金額に対応する家族年金額が減額されたものとして取り扱います。

(主契約が基本保障保険の場合の特則)

第22条 主契約が基本保障保険の場合で、特約保険金の請求日が高額保障期間の満了前1年以内のときは、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約保険金の支払)中「死亡保険金額」とあるのを「基礎終身保険金額」と読み替えます。
- (2) 主契約の基礎終身保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われた場合には、第1条(特約保険金の支払)第5項の規定にかかわらず、会社の定める方法により、支払われた基礎終身保険金額と同一割合で高額保障期間の死亡保険金額も減額されたものとします。

(主契約が個人年金保険の場合の特則)

第23条 主契約が個人年金保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 会社は、主契約に定期保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合に、この特約の付加を取り扱います。
- (2) この特約の保険金の支払は、定期保険特約および生存給付金付定期保険特約の死亡保険金についてのみ行ないません。
- (3) 付加されている定期保険特約および生存給付金付定期保険特約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約も消滅します。

(主契約に定期保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合の特則)

第24条 主契約に定期保険特約または生存給付金付定期保険特約が付加されている場合には、次の各号のとおり取り扱います。ただし、特約保険金の請求日が付加されている定期保険特約または生存給付金付定期保険特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により各特約が更新される場合を除きます)前1年以内のときは、該当する定期保険特約または生存給付金付定期保険特約については、本条の規定を適用しません。

- (1) 第1条(特約保険金の支払)第2項に定める死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約および生存給付金付定期保険特約の死亡保険金額を加えたものとします。
 - (2) 第1条(特約保険金の支払)第2項に定める指定保険金額は、会社の定める方法により、特約保険金の請求日における主契約、定期保険特約および生存給付金付定期保険特約の死亡保険金額の割合に応じて、主契約、定期保険特約および生存給付金付定期保険特約の死亡保険金額から指定されたものとします。
 - (3) 特約保険金の支払にあたっては、第1条(特約保険金の支払)第3項ないし第9項の規定を準用します。
2. 定期保険特約に保険金買増特則が付加されている場合には、次の各号のとおり取り扱います。
- (1) 保険金買増特則(養老保険型)が付加されているときは、第1項中「定期保険特約」とあるのを「定期保険特約(付加されている保険金買増特則(養老保険型)を含みます)」と読み替えます。
 - (2) 保険金買増特則(生存保険型)が付加されている場合で、定期保険特約からこの特約の保険金が支払われたことにより、保険金買増特則(生存保険型)が減額されたときは、保険金買増特則条項の規定にかかわらず、解約返戻金を支払いません。

(主契約に付加されている災害入院特約等の取扱)

第25条 主契約に付加されている特約については、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 災害入院特約または疾病入院特約が、第1条(特約保険金の支払)第4項の規定により消滅した場合には、消滅時から継続している入院は、災害入院特約または疾病入院特約の保険期間中の入院とみなします。
- (2) 次の特約については、第1条(特約保険金の支払)第5項の規定により主契約(付加されている定期保険特約および生存給付金付定期保険特約を含む。以下本条において同じ)の保険金額が減額された場合で、主契約と各特約の割合が会社の定める限度をこえるときでも、各特約条項の減額の規定にかかわらず、各特約は減額されないものとします。
 - ① 災害入院特約
 - ② 疾病入院特約
 - ③ 傷害特約
 - ④ 災害割増特約

(主契約に特別条件特約が付加されている場合の特則)

第26条 主契約に特別条件特約条項に定める保険金の削減支払条件が適用されている場合で、削減期間内に特約保険金の請求があったときには、会社は、第1条(特約保険金の支払)第3項の規定により支払われる金額に、特約保険金の請求日における特別条件特約条項に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。

(主契約が積立利率変動型保険の場合の特則)

第27条 主契約がライフサイクル積立利率変動型終身保険の場合には、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 第1条(特約保険金の支払)中「死亡保険金額」とあるのを「基本保険金額」と読み替えます。
- (2) 主契約の基本保険金額の全部または一部が指定保険金額と指定され、特約保険金が支払われた場合に、特約保険

金の請求日の属する月に増加保険金があるときは、基本保険金額に対する指定保険金額の割合に応じて、増加保険金を特約保険金として支払います。この場合、増加保険金は、支払われた金額分だけ特約保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

- (3) この特約が付加されている主契約に年金移行特約または介護保障移行特約が付加された場合には、第20条(主契約が終身保険の場合の特則)の規定を準用して取り扱います。

(特約の取消および無効)

第28条 保険契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復旧が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。

2. 保険契約者が特約保険金を不法に取得する目的または他人に特約保険金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復旧した場合は、その特約は無効とします。

(受取人の変更)

第29条 この特約の特約保険金の受取人については、被保険者以外の者に変更することはできません。

(遺言による受取人の変更)

第30条 保険契約者は、遺言によっても、この特約の特約保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

(受取人による主契約の存続)

第31条 保険契約者以外の者で主契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による主契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

2. 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にこの特約の保険金の受取人である被保険者は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。
3. 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の保険金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、この特約の保険金の受取人に支払います。

(時効)

第32条 特約保険金および保険契約者配当金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求に必要な書類(○印は必要書類を示します)

項目	必要書類	会社所定の請求書	保険証券	最終保険料の払込を証する書類	印鑑証明書		
					保険契約者	被保険者	指定代理請求人
特約保険金		○	○	○		○	
特約保険金 (指定代理請求人が請求する場合)		○	○	○			○

項目	必要書類	住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は、戸籍抄本)		会社所定の様式による診断書	その他の書類
		被保険者	指定代理請求人		
特約保険金		○		○	
特約保険金 (指定代理請求人が請求する場合)		○	○	○	被保険者または指定代理請求人の健康保険証の写し

(注)

1. 会社は、上記以外の書類(約款に記載の必要書類)の提出を求め、または上記の書類の一部の省略を認めることがあります。
2. 特約保険金(指定代理請求人が請求する場合)について、会社が必要と認めたときは、事実の確認を行ない、または会社の指定した医師の診断を求めることがあります。

リビング・ニーズ特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結および責任開始時
- 第2条 保険金の支払
- 第3条 保険金の支払の時期および場所
- 第4条 指定代理請求人の変更
- 第5条 保険金を支払わない場合
- 第6条 告知義務および告知義務違反
- 第7条 重大事由による解除
- 第8条 特約の失効
- 第9条 特約の復活
- 第10条 特約の解約
- 第11条 特約の解約払戻金
- 第12条 特約の復帰
- 第13条 特約の消滅とみなす場合
- 第14条 社員配当金
- 第15条 請求手続
- 第16条 管轄裁判所
- 第17条 主約款の規定の準用
- 第18条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則
- 第19条 新定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則

- 第20条 特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則
- 第21条 新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則
- 第22条 主契約の払済増加保険、終身買増保険、生存買増保険または一時払特殊養老保険の取扱
- 第23条 主契約に特別条件付取扱特約が付加されている場合の特則
- 第24条 主契約に質権が設定される場合の特則
- 第25条 主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則
- 第26条 特約の取消および無効
- 第27条 受取人の変更
- 第28条 遺言による受取人の変更
- 第29条 受取人による主契約の存続
- 第30条 時効

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

リビング・ニーズ特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の余命が6カ月以内と判断されたときに、死亡保険金額の全部または一部を被保険者に支払うことを主な内容とするものです。

(特約の締結および責任開始時)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、会社の定める範囲内で、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て契約者から申出があった場合、会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ この特約の責任開始時は、主契約の責任開始時と同一とします。ただし、前項の規定により会社がこの特約の付加を承諾した場合には、承諾の日とします。
- ④ 第2項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金の支払)

- 第2条 会社は、被保険者の余命が6カ月以内と判断される場合に、会社の定める範囲内で、主契約の死亡保険金額の一部または全部(以下「この特約の保険金」といいます。)を被保険者に支払います。ただし、主契約において契約者および死亡保険金受取人が法人の場合には、会社の定める範囲内で、この特約の保険金を法人に支払うことができます。
- ② 被保険者は、第15条(請求手続)に規定する必要書類を提出して、前項の保険金を請求して下さい。ただし、この特約の保険金の請求日(第15条に定める請求書類が会社の本社に到達した日をいいます。以下同じ。)が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合にも会社はこの特約の保険金を支払いません。
- ③ 被保険者がこの特約による保険金を請求できない特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第4条(指定代理請求人の変更)の規定により変更した次の者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、第15条(請求手続)に規定する必要書類および特別な事情の存在を証明する書類を提出して、会社の承諾を得て、この特約の保険金の受取人の代理人としてこの特約の保険金の請求をすることができます。ただし、この特約の保険金の受取人が法人である場合を除きます。
 - (1) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ④ 前項の規定により、会社がこの特約の保険金を受取人の代理人に支払った場合には、その後この特約の保険金の請求

を受けても、会社はこれを支払いません。

- ⑤ 主契約の保険金の全部が支払われた場合、この特約の保険金の請求日にさかのぼって主契約は消滅します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合、請求保険金額と同額の主契約の保険金額が請求日にさかのぼって減額されたものとして取り扱います。ただし、その消滅分または減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。この場合、この特約の保険金の支払日以降、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡保険金または高度障害給付金（以下「主約款に定める保険金」といいます。）の請求を受けても、本条により支払った保険金額については支払いません。
- ⑥ この特約の保険金の支払がなされる前に主約款に定める保険金の請求を受けた場合には、この特約の保険金の請求がなかったものとして取り扱い、この特約の保険金を支払いません。
- ⑦ 主約款に定める保険金支払請求を受け、その保険金が支払われるときは、その後、この特約の保険金を支払いません。
- ⑧ この特約の保険金の支払に際しては、会社の定める方法により計算した、この特約の保険金の請求日から6カ月間の請求保険金額に対応する利息および保険料を、また、主約款に規定する貸付金がある場合には、その元利合計額を差し引いて支払います。
- ⑨ 主契約の保険金の全部が支払われたときに、主契約に他の特約が付加されている場合、各特約はこの特約の保険金の請求日にさかのぼって消滅します。ただし、消滅する特約に解約払戻金があってもこれを支払いません。なお、災害入院特約、無配当災害入院特約、疾病入院特約、無配当疾病入院特約、成人病入院特約、無配当成人病入院特約、女性医療特約、無配当女性医療特約、通院特約、無配当通院特約、家族災害入院特約、無配当家族災害入院特約、家族疾病入院特約、無配当家族疾病入院特約、家族通院特約および無配当家族通院特約の消滅分については、各特約に規定する特約の保険期間満了の規定を準用します。また、主契約の保険金の一部が支払われた場合には、各特約は減額の取扱をせずに継続するものとします。

（保険金の支払の時期および場所）

第3条 この特約の保険金は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して5営業日以内に会社の本社または会社の指定した場所で支払います。

- ② 保険金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、特約の締結時から保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行ないます。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して45日を経過する日とします。
 1. 保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
支払事由に該当する事実の有無
 2. 保険金支払の免責事由に該当する可能性がある場合
保険金の支払事由が発生した原因
 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合
会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
 4. この特約に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第7条（重大事由による解除）第1項第4号(1)から(5)までに該当する事実の有無または契約者もしくは被保険者の特約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する特約の締結時から保険金請求時までにおける事実
- ③ 前項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求に必要な書類が会社に到達した日の翌日から起算して当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 1. 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 2. 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 3. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別な調査、分析または鑑定 180日
 4. 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者または被保険者を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 5. 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
- ④ 前2項に掲げる必要な事項の確認に際し、契約者、被保険者または指定代理請求人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます）は、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
- ⑤ 第2項および第3項に定める確認を行なう場合、会社は、保険金を請求した者に、その旨を通知します。

（指定代理請求人の変更）

第4条 契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。

- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ会社に対して効力を生じません。

（保険金を支払わない場合）

第5条 次のいずれかの事由によって被保険者が第2条第1項の規定に該当したときは、この特約の保険金を支払いません。

1. 契約者、被保険者または指定代理請求人の故意

2. 被保険者の犯罪行為
 3. 戦争その他の変乱
- ② 前項の規定にかかわらず、戦争その他の変乱によって第2条第1項の規定に該当した被保険者の数の増加がこの特約の計算基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、この特約の保険金の全額を支払い、または削減して支払うことがあります。

(告知義務および告知義務違反)

第6条 この特約の締結、復活または復帰の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、会社が被保険者に関し書面で告知を求めた事項について、契約者または被保険者は、その書面により(または会社の診査医に対しては口頭で)告知することを要します。

- ② 契約者または被保険者が、前項の規定により会社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかったかまたは不実のことを告げた場合には、会社は、将来に向かってこの特約を解除することができます。
- ③ この特約の保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、会社は、この特約の保険金の支払をすでに行なっていたときでも、その返還を請求します。ただし、被保険者が支払事由に該当したことが解除の原因となった事実によらなかったことを、契約者または被保険者が証明したときは、この限りではありません。
- ④ 本条の特約の解除権は、次のいずれかの場合には消滅します。
 1. 会社が、特約の締結、復活または復帰の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失のため知らなかったとき
 2. 会社のために特約の締結の媒介を行なうことができる者(会社のために特約の締結の代理を行なうことができる者を除きます。以下「保険媒介者」といいます。)が、契約者または被保険者が第1項の告知をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第1項の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 会社が解除の原因を知った日の翌日から起算して1カ月以内に解除しなかったとき
 5. この特約が、この特約の責任開始時の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき
- ⑤ 前項第2号および第3号の場合には、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第1項の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。
- ⑥ この特約の告知義務違反による解除の通知については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(重大事由による解除)

第7条 会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人がこの特約の保険金を詐取する目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をした場合
 2. この特約の保険金の請求に関し、この特約の保険金の受取人の詐欺行為(未遂を含みます。)があった場合
 3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 4. 契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人が次のいずれかに該当する場合
 - (1) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供しまたは便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (4) 契約者またはこの特約の保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配したまたはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 5. この特約が付加されている主契約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者もしくはこの特約の保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の契約者、被保険者またはこの特約の保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
- ② この特約の保険金の支払事由が生じた後でも、会社は、前項の規定によって、この特約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による、保険金の支払をしません。すでに保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- ③ この特約の重大事由による解除の通知については、主約款の重大事由による解除に関する規定を準用します。ただし、正当な理由によって契約者または被保険者のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(特約の失効)

第8条 主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に効力を失います。

(特約の復活)

第9条 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約も同時に復活の請求があったものとします。

- ② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱をします。

(特約の解約)

第10条 契約者は、いつでも、将来に向かって、この特約を解約することができます。この場合には、第15条(請求手続)に規定する必要書類を提出して下さい。

(特約の解約払戻金)

第11条 この特約に対する解約払戻金はありません。

(特約の復帰)

第12条 主契約の復帰請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復帰の請求があったものとします。
② 会社は、前項の規定によって請求された特約の復帰を承諾した場合には、主約款の復帰の規定を準用して、この特約の復帰の取扱をします。

(特約の消滅とみなす場合)

第13条 次の各号のいずれかに該当したときは、この特約は消滅したものとみなします。

1. 第2条(保険金の支払)に規定するこの特約の保険金を支払ったとき。
2. 主契約が延長保険に変更されたとき。
3. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

(社員配当金)

第14条 この特約に対しては、社員配当金はありません。

(請求手続)

第15条 この特約にもとづく支払および変更等については、次の表に定める書類を提出して請求して下さい。

	項目	提出書類
1	保険金の請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(ただし、会社が必要と認めた場合は戸籍抄本) (4) 被保険者の印鑑証明書 (5) 保険証券 (6) 最終保険料の払込を証する書類
2	保険金の指定代理請求	(1) 会社所定の請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者および指定代理請求人の戸籍謄本 (4) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (5) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (6) 保険証券 (7) 最終保険料の払込を証する書類
3	解約	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券
4	指定代理請求人の変更	(1) 会社所定の請求書 (2) 被保険者の同意書 (3) 保険証券

- ② 会社は、前項の提出書類の一部の省略を認めまたは前項の書類以外の書類の提出を求めることがあります。
③ 第1項の2の請求について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ないまたは会社の指定する医師の診断を求めることがあります。

(管轄裁判所)

第16条 この特約の保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

(主約款の規定の準用)

第17条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則)

第18条 定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、災害倍額保障付定期保険特約、遡増定期保険特約、5年ごと利差配当付遡増定期保険特約、養老保険特約、生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約が主契約に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱いいます。ただし、主契約に付加されている定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、災害倍額保障付定期保険特約、遡増定期保険特約、5年ごと利差配当付遡増定期保険特約、養老保険特約、生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約について、各特約の保険期間の満了(各特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。)前1年間は、本特則を適用しません。

1. 第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、災害倍額保障付定期保険特約、遡増定期保険特約、5年ごと利差配当付遡増定期保険特約、養老保険特約、生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約の死亡保険金額を合算した額とします。
 2. 契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条第1項の規定にかかわらず、主契約および定期保険特約、5年ごと利差配当付定期保険特約、災害倍額保障付定期保険特約、遡増定期保険特約、5年ごと利差配当付遡増定期保険特約、養老保険特約、生存給付金付定期保険特約、5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険特約または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約の請求日の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じてこの特約の保険金を支払うものとします。
 3. 第2条第5項ないし第8項の規定は本条の場合に適用します。
- ② 自動更新付生存給付特約または5年ごと利差配当付自動更新付生存給付特約が主契約に付加されている場合で、第2条第5項の規定により、主契約の保険金の一部が支払われて主契約の保険金額が減額される場合には、第2条第9項の規定にかかわらず、主契約の減額に応じて、自動更新付生存給付特約または5年ごと利差配当付自動更新付生存給付特約の生存給付金額も同じ割合で減額されるものとします。この場合、その減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。

(新定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合の特則)

第19条 この特約を新定期保険または5年ごと利差配当付定期保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱いいます。

1. 主契約の更新の際に別段の申出がないときは、この特約も主約款の規定に準じて同時に更新するものとします。
2. 前号の規定によってこの特約が更新された場合、第2条(保険金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続しているものとして取り扱いいます。
3. 主契約が更新される場合には、第2条第1項中、「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。)前1年以内」に読み替えます。

(特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合の特則)

第20条 この特約を特定疾病保障定期保険、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険、特定疾病保障終身保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険に付加した場合には、次の各号に定めるとおり取り扱いいます。

1. 第2条(保険金の支払)第5項中、「死亡保険金または高度障害給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。）」とあるのを「死亡保険金、高度障害給付金または特定疾病給付金(以下「主約款に定める保険金」といいます。）」に読み替えます。
2. 第2条第3項および第4条(指定代理請求人の変更)の規定にかかわらず、この特約の指定代理請求人は主契約の指定代理請求人とします。
3. 特定疾病保障定期保険または5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険の更新の際に別段の申出がないときは、この特約も主約款の規定に準じて同時に更新するものとします。
4. 前号の規定によってこの特約が更新された場合、第2条(保険金の支払)の規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続しているものとして取り扱いいます。
5. 第3号の規定によって主契約が更新される場合には、第2条第1項中「保険期間の満了前1年以内」とあるのを「保険期間の満了(保険契約の更新の規定により更新される場合を除きます。)前1年以内」に読み替えます。

(新終身年金保険または終身年金保険に付加した場合の特則)

第21条 この特約を新終身年金保険または終身年金保険に付加する場合には、定期保険特約、遡増定期保険特約または養老保険特約の付加を要するものとし、次の各号に定めるとおり取り扱いいます。

1. 新終身年金保険および終身年金保険の死亡給付金は、第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金には含めません。
2. 第13条(特約の消滅とみなす場合)中、第2号を削除し、以下1号繰り上げます。

(主契約の払済増加保険、終身買増保険、生存買増保険または一時払特殊養老保険の取扱)

第22条 主契約(新定期保険ならびに5年ごと利差配当付定期保険を除きます。)に払済増加保険、終身買増保険、生存買増保険または一時払特殊養老保険がある場合には、次の各号に定めるとおり取り扱いいます。

1. 払済増加保険または終身買増保険がある場合
(1) 第2条(保険金の支払)第1項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に払済増加保険または終身買増保険の死亡保険金額を合算した額とします。

- (2) 契約者より別段の申出がない限り、この特約の保険金の請求があった場合には、第2条第1項の規定にかかわらず主契約および払済増加保険または終身買増保険の請求日の保険金額のそれぞれの割合に応じて、この特約の保険金を支払うものとします。
- (3) 第2条第5項ないし第8項の規定は本号の場合に適用します。
2. 生存買増保険がある場合
- (1) 第2条第9項の規定により、主契約の保険金の全部が支払われて主契約が消滅する場合には、生存買増保険は消滅します。ただし、生存買増保険に解約払戻金があってもこれを支払いません。
- (2) 第2条第5項の規定により、主契約の保険金の一部が支払われて主契約の保険金額が減額される場合には、主契約の減額に応じて生存買増保険の保険金額が減額されます。ただし、その減額分に解約払戻金があってもこれを支払いません。
- (3) 一時払特殊養老保険がある場合、第2条第1項に定める主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に一時払特殊養老保険の死亡保険金額を合算した額とし、主契約の保険金の全部が支払われて、主契約が消滅する場合に限り、この特約の保険金として支払います。

(主契約に特別条件付取扱特約が付加されている場合の特則)

第23条 特別条件付取扱特約が主契約に付加されていて、その条件が保険金の削減支払の場合には、この特約の保険金は、この特約の保険金に請求日における削減割合を乗じた金額を支払います。

(主契約に質権が設定される場合の特則)

第24条 主契約に質権が設定される場合にはこの特約は締結できないものとします。

② この特約締結後、主契約に質権が設定された場合には、この特約は消滅するものとします。

(主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則)

第25条 この特約の付加された主契約に5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人が指定されていて、かつ、この特約の指定代理請求人を指定するときは、この特約の指定代理請求人は、5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人と同一とします。

(特約の取消および無効)

第26条 契約者または被保険者の詐欺によってこの特約の締結、復活または復帰が行なわれた場合は、会社はこの特約を取り消すことができます。

② 契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、特約を締結、復活または復帰した場合は、その特約は無効とします。

(受取人の変更)

第27条 この特約の保険金の受取人については、第2条(保険金の支払)第1項に定める被保険者または法人とし、その範囲内で、この特約の保険金の支払事由が発生するまでは、会社に対する通知により、この特約の保険金の受取人を変更することができます。この場合、この特約の保険金の受取人を法人に変更するときは、被保険者の同意を得るものとします。

② 第1項の通知が会社に到達した場合には、この特約の保険金の受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前のこの特約の保険金の受取人に特約の保険金を支払ったときは、その支払後に変更後のこの特約の保険金の受取人から特約の保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

(遺言による受取人の変更)

第28条 契約者は、遺言によっても、この特約の保険金の受取人を、被保険者以外の者に変更することはできません。

(受取人による主契約の存続)

第29条 契約者以外の者で主契約の解約をすることができる者(以下「債権者等」といいます。)による主契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から起算して1カ月を経過した日に効力を生じます。

② 前項の解約が通知された場合でも、通知の時にこの特約の保険金の受取人である被保険者は、契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

③ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の保険金の支払事由が生じ、会社が保険金等を支払うべきときは、当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額があるときは、この特約の保険金の受取人に支払います。

(時効)

第30条 この特約の保険金を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から3年間請求がないときは、消滅します。

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面

に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

指定代理請求特約条項 目次

(この特約の趣旨)

- 第1条 特約の締結
- 第2条 特約の対象となる給付金等
- 第3条 指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求
- 第4条 告知義務違反による解除および重大事由による解除
- 第5条 特約の解約
- 第6条 指定代理請求人の変更または撤回
- 第7条 主契約の被保険者が変更された場合の取扱
- 第8条 主約款の指定代理請求または代理請求に関する規定の不適用

- 第9条 主約款の規定の準用
- 第10条 主契約が無配当愛児成長保険等の特約
- 第11条 主契約が利益配当付こども成長保険等の特約
- 第12条 主契約が医療給付金付無配当定期保険(95)等の特約
- 第13条 主契約がライフサイクル無配当入院保険(01)の特約

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特約

別表 請求書類

指定代理請求特約条項

(この特約の趣旨)

この特約は、給付金等の受取人が給付金等を請求できない会社所定の事情がある場合に、給付金等の受取人に代わって指定代理請求人または代理請求人が請求を行なうことを可能とすることを主な内容とするものです。

(特約の締結)

- 第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)の締結の際、主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)の同意を得て、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出により、主契約に付加して締結します。
- ② 前項の規定にかかわらず、主契約の締結後、被保険者の同意を得て、契約者から申出があった場合、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(特約の対象となる給付金等)

- 第2条 この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち、次に定めるものとします。ただし、生存給付金、無事故給付金および健康祝金を除きます。
- 1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(受取人が主契約の被保険者と定められている給付および法人が受け取ることとなる給付を除き、付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。)
- 2. 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより、被保険者が受け取ることとなる給付
- 3. 被保険者と契約者が同一人である場合で、主約款の規定により、受取人が契約者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、契約者が受取人となる給付を含みます。)
- 4. 主約款の規定により、受取人が給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人と定められている給付で、契約者がその受取人を被保険者と指定している給付またはその受取人が指定されないことにより被保険者が受取人となることと定められている給付
- 5. 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
- ② 主約款に定める次の取扱が行なわれたことにより、前項各号の要件に該当しなくなった給付については、この特約の適用はありません。
- 1. 給付金の受取人に関する特約が解約されたこと
- 2. 契約者、給付金受取人、入院給付金受取人、治療給付金受取人または介護年金受取人の指定または変更が行なわれたこと
- 3. 給付金等の受取人が被保険者から法人である契約者に変更されたこと

(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)

- 第3条 前条に定める給付金等の受取人が、給付金等を請求できない第2項に定める特別な事情があるときは、契約者が被保険者の同意を得て、あらかじめ指定または第6条(指定代理請求人の変更または撤回)の規定により変更した次の各号に定める範囲内の一人の者(以下「指定代理請求人」といいます。)が、別表に定める書類およびその特別な事情の存在を証明する書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
- 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
- 2. 被保険者の3親等内の親族

3. 被保険者と同居し、または生計を一にしている前2号に準ずる者として会社が認めたる者
4. 前3号のほか、被保険者のために給付金等を請求すべき相当な関係があると会社が認めたる者
- ② 前項に定める特別な事情はつぎのとおりとします。
 1. 給付金等の請求を行なう意思表示が困難であると会社が認めたる場合
 2. 悪性新生物等のため傷病名の告知を受けていない場合または余命の告知を受けていない場合
 3. その他これに準じる状態であると会社が認めたる場合
- ③ 指定代理請求人が第1項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において第1項各号の範囲内であることを要します。
- ④ 指定代理請求人が第1項に該当しているが第3項に該当しないことにより給付金等を請求できない場合、もしくは第1項および第3項に該当しているが請求できない特別な事情がある場合には、次に定める者(以下「代理請求人」といいます。)は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
 1. 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 前号に規定する者がいない場合、または前号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にする被保険者の3親等内の親族
 3. 前2号に規定する者がいない場合、または、前2号に規定する者に給付金等を請求できない特別な事情がある場合には、第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
- ⑤ 指定代理請求人の指定がない場合に、給付金等の受取人が第2項に定める特別な事情により給付金等の請求ができないときは、前項各号に規定する代理請求人は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、給付金等の受取人の代理人として給付金等を請求することができます。
- ⑥ 本条の規定に基づき、会社が指定代理請求人もしくは代理請求人に対して給付金等を支払った場合には、その後重複して給付金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ⑦ 本条の規定にかかわらず、故意または重大な過失により、給付金等の支払事由(保険料の払込免除事由を含みます。)を生じさせた者または故意に給付金等の受取人を給付金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人または代理請求人としての取扱を受けることができません。

(告知義務違反による解除および重大事由による解除)

第4条 主契約にこの特約が付加されている場合において、主契約または付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除については、主約款の告知義務違反による解除に関する規定および重大事由による解除に関する規定に定めるほか、正当な理由によって契約者、被保険者または給付金等の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

(特約の解約)

第5条 契約者は、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。

(指定代理請求人の変更または撤回)

- 第6条** 契約者は、被保険者の同意を得て、第3条(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)第1項に定める範囲内で指定代理請求人を変更し、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、契約者は別表に定める書類を提出してください。
- ② 前項の場合、保険証券に表示を受けてからでなければ、会社に対して効力を生じません。

(主契約の被保険者が変更された場合の取扱)

第7条 主約款の規定によって、主契約が被保険者の夫を被保険者とする保険契約に変更された場合には、指定代理請求人の指定は撤回されたものとします。この場合、契約者は新たな指定代理請求人を指定してください。

(主約款の指定代理請求または代理請求に関する規定の不適用)

第8条 この特約を主契約に付加した場合には、主約款における指定代理請求または代理請求についての規定は適用しません。

(主約款の規定の準用)

第9条 この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

(主契約が無配当愛児成長保険等の場合の特則)

第10条 この特約が、愛児成長保険、新愛児成長保険、自由設計愛児成長保険または無配当愛児成長保険に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
1. 被保険者が保険金受取人に指定されている養護見舞金および養護年金
2. 契約者が保険金受取人に指定されている養育一時金および養育年金
3. 特約の被保険者が保険金受取人に指定されている特約高度障害給付金
4. 主契約に給付金の受取人に関する特約が付加されていることにより被保険者が受け取ることとなる給付
5. 契約者が払込免除事由に該当したときの保険料の払込免除」

2. 第2条第2項第2号の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「2. 契約者または保険金受取人の変更が行なわれたこと」
3. 第1号2. および5. の適用に際しては、第3条(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)および第6条(指定代理請求人の変更または撤回)中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替え、第1号3. の適用に際しては、第3条および第6条中、「被保険者」とあるのを「特約の被保険者」と読み替えます。

(主契約が利益配当付こども成長保険等の場合の特則)

第 11 条 この特約が、ライフサイクル無配当こども成長保険または利益配当付こども成長保険に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、契約者が払込免除事由に該当したときの保険料の払込免除とします。」
2. 前号の適用に際しては、第3条(指定代理請求人または代理請求人による給付金等の請求)および第6条(指定代理請求人の変更または撤回)中、「被保険者」とあるのを「契約者」と読み替えます。

(主契約が医療給付金付無配当定期保険(95)等の場合の特則)

第 12 条 この特約が医療給付金付無配当定期保険または医療給付金付無配当定期保険(95)に付加されている場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条(特約の締結)第1項中、「主契約の被保険者(以下「被保険者」といいます。)」とあるのは「主契約の主たる被保険者(以下「主たる被保険者」といいます。)」と読み替え、同条第2項、第3条(指定代理請求人または代理請求人による給付金の請求)および第6条(指定代理請求人の変更または撤回)中、「被保険者」とあるのは「主たる被保険者」と読み替えます。
2. 第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。
「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が主たる被保険者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、主たる被保険者が受取人となる給付を含みます。)のうち、主たる被保険者が支払事由に該当したときの給付(法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
2. 主たる被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除」

(主契約がライフサイクル無配当入院保険(01)の場合の特則)

第 13 条 この特約がライフサイクル無配当入院保険(01)に付加されている場合には、第2条(特約の対象となる給付金等)第1項の適用に際しては、次のとおり読み替えます。

- 「この特約の対象となる給付金等(以下「給付金等」といいます。)は、主契約および付加されている特約の給付のうち次に定めるものとします。
1. 主契約の普通保険約款(付加されている特約の特約条項を含みます。以下「主約款」といいます。)の規定により、受取人が被保険者と定められている給付(付加されている特約について、給付の受取人を主契約の給付の受取人としていることにより、被保険者が受取人となる給付を含みます。)のうち、被保険者が支払事由に該当したときの給付(法人が受け取ることとなる給付を除きます。)
 2. 被保険者と契約者が同一人である場合の保険料の払込免除」

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

別表 請求書類

項目	提出書類
指定代理請求(代理請求)による給付金等の支払	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 最終の保険料領収証 (4) 被保険者の住民票 (5) 会社所定の診断書・証明書 (6) 会社所定の入院・手術証明書 (7) 被保険者と指定代理請求人(代理請求人)の続柄が確認できる戸籍謄本 (8) 指定代理請求人(代理請求人)の住民票と印鑑証明書 (9) 被保険者または指定代理請求人(代理請求人)の健康保険被保険者証の写し (10) 代理請求の場合で、指定代理請求人が請求できない特別な状態のとき、その状態を証明する会社が認めた書類

項目	提出書類
指定代理請求人の変更 または撤回	(1) 会社所定の請求書 (2) 保険証券 (3) 契約者の印鑑証明書
(注)会社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがあります。また、指定代理請求(代理請求)による給付金等の支払について、会社が必要と認めた場合には、事実の確認を行ない、または会社の指定する医師の診断を行なわせることがあります。	

指定代理請求人の指定に関する特約条項 目次

第1条 特約の締結

第2条 指定代理請求人の指定および代理請求

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

第3条 主約款の指定代理請求人に関する規定の取扱

指定代理請求人の指定に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下、「主契約」といいます。)の締結後、保険契約者(以下、「契約者」といいます。)の申出によって、会社の承諾を得て、主契約に付加して締結します。

② この特約を主契約に付加する場合、保険契約者は第2条に規定する指定代理請求人の指定を要します。ただし、この特約の付加時に申し出ることにより、指定代理請求人の指定をしないことができます。この場合、特約付加後、申出により指定代理請求人を指定してください。

③ この特約を主契約に付加した場合、または指定代理請求人を指定した場合には、保険証券に表示します。

(指定代理請求人の指定および代理請求)

第2条 介護給付金受取人が被保険者本人である場合(給付金の受取人に関する特約が付加されている場合。以下同じ。)で、かつ、被保険者が介護給付金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または変更指定した次の者(以下、「指定代理請求人」といいます。)が主契約の普通保険約款(以下、「主約款」といいます。)に規定する必要書類および本条に規定する特別な事情の存在を証明する書類を提出して、介護給付金受取人の代理人として介護給付金を請求することができます。

1. 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
2. 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にする被保険者の3親等内の親族
3. 第1号以外の戸籍上の配偶者または前号以外の3親等内の親族
4. 被保険者と同居し、または生計を一にしている前3号に準ずる者として会社が認めた者
5. 前4号のほか、被保険者のために介護給付金を請求すべき相当な関係があると会社が認めた者

② 指定代理請求人が前項の請求を行なう場合、指定代理請求人は請求時において前項各号の範囲内であることを要します。

③ 介護給付金受取人が被保険者本人であり、被保険者が介護給付金を請求できない特別な事情がある場合で、かつ、指定代理請求人について、第1項に該当しているが第2項に該当しないことにより介護給付金を請求できない場合、もしくは前2項に該当しているが請求できない特別な事情がある場合には、次に定める者(以下、「代理請求人」といいます。)は、会社の承諾を得たうえで、第1項に定める書類を提出して、介護給付金受取人の代理人として介護給付金を請求することができます。

1. 第1項第1号に定める者
2. 前号に規定する者がいない場合、または、前号に規定する者に介護給付金を請求できない特別な事情がある場合には、第1項第2号に定める者
3. 前2号に規定する者がいない場合、または、前2号に規定する者に介護給付金を請求できない特別な事情がある場合には、第1項第3号に定める者

④ 第1項に定める指定代理請求人の指定がない場合に、介護給付金受取人が被保険者本人であり(給付金の受取人に関する特約が付加されている場合)、かつ、被保険者が介護給付金を請求できない特別な事情があるときは、前項各号に規定する代理請求人が、第1項に規定する必要書類およびその事情を示す書類を提出して、会社の承諾を得たうえで、介護給付金受取人の代理人として介護給付金を請求することができます。

⑤ 本条の規定に基づき会社が指定代理請求人もしくは代理請求人に対して介護給付金を支払った場合には、その後重複して介護給付金の請求を受けても会社はこれを支払いません。

⑥ この特約における指定代理請求人の変更指定については、この保険契約の主約款の規定を準用します。

(主約款の指定代理請求人に関する規定の取扱)

第3条 この特約を付加した場合には、この特約の付加日以後主約款第33条(指定代理請求人)の規定は適用しません。

② 前項以外の主約款中の指定代理請求人に関する規定は、この特約の付加日以後この特約により指定された指定代理請求人について適用します。

③ この特約を付加したときにすでに主約款に定める指定代理請求人を指定していた場合、この特約の付加日にこの特約により指定された指定代理請求人に変更指定したものと取り扱います。

④ この特約を付加した場合、主約款別表2の9の規定にかかわらず、主約款別表2の9「指定代理請求による介護給付金または介護一時金の支払」を「指定代理請求(代理請求)による介護給付金または介護一時金の支払」に読み替え、請求書類は次のとおりとします。

1. 会社所定の請求書
2. 保険証券

3. 最終の保険料領収証
4. 被保険者の住民票
5. 会社所定の診断書・証明書
6. その他の書類
 - (1) 被保険者と指定代理請求人(代理請求人)との続柄が確認できる戸籍謄本
 - (2) 指定代理請求人(代理請求人)の住民票と印鑑証明書
 - (3) 被保険者または指定代理請求人(代理請求人)の健康保険被保険者証の写し
 - (4) 第3条に規定する介護給付金の支払事由に該当していることを医師により証明された会社所定の診断書
 - (5) 代理請求の場合で、指定代理請求人が請求できない特別な状態のとき、その状態を証明する会社が認めた書類

情報端末を用いて書類の提出に代える場合の特則

会社は、特約条項に規定する会社に対する請求手続に関し、書面に代えて会社の定める情報端末に表示された画面に必要な事項を入力し送信する方法により提出することを認めることがあります。

給付金の受取人に関する特約条項 目次

第1条 特約の締結	
第2条 給付金の受取人	(無配当収入保障保険、無配当収入保障保険(月額給付型)または無配当長期傷害保険に付加する場合の特則)
第3条 特約の解約	
第4条 この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力	(長期介護保障保険に付加する場合の特則)
(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)	(無配当医療保険 10 に付加する場合の特則)

給付金の受取人に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の締結後、給付金の支払事由が発生する前に限り、この特約を主契約に付加することができます。
- ③ 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した保険契約(主契約に特約が付加されているときは、その特約を含みます。)については、普通保険約款(主契約に特約が付加されているときは、その特約条項を含みます。)に給付金の受取人は契約者と定められている場合でも、その給付金の受取人は被保険者となります。

(特約の解約)

第3条 契約者は、給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。

(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)

第4条 この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

- ② 契約者の遺言による受取人の変更の場合は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

(積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合の特則)

この特約を積立利率変動型介護保障付終身保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条(特約の締結)第2項、第3条(特約の解約)および第4条(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)第1項中、「給付金」を「給付金、一時金または年金」と読み替えます。
2. 第2条(給付金の受取人)中、「給付金」を「給付金、一時金および年金」と読み替えます。

(無配当収入保障保険、無配当収入保障保険(月額給付型)または無配当長期傷害保険に付加する場合の特則)

この特約を無配当収入保障保険、無配当収入保障保険(月額給付型)または無配当長期傷害保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条(特約の締結)第2項、第3条(特約の解約)および第4条(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)第1項中、「給付金」を「年金または給付金」と読み替えます。
2. 第2条(給付金の受取人)中、「給付金」を「年金および給付金」と読み替えます。

(長期介護保障保険に付加する場合の特則)

この特約を長期介護保障保険に付加する場合には、次の各号に定めるとおり取り扱います。

1. 第1条(特約の締結)第2項、第3条(特約の解約)および第4条(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)第1項中、「給付金」を「介護給付金または介護一時金」と読み替えます。
2. 第2条(給付金の受取人)中、「給付金」を「介護給付金および介護一時金」と読み替えます。

(無配当医療保険 10 に付加する場合の特則)

この特約を無配当医療保険 10 に付加する場合には、第2条(給付金の受取人)を次のとおり読み替えます。

「(給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した保険契約(主契約に特約が付加されているときは、その特約を含みます。)については、普通

保険約款(主契約に特約が付加されているときは、その特約条項を含みます。)に給付金の受取人は契約者と定められている場合でも、その給付金の受取人は被保険者とします。ただし、無配当生存給付金付死亡保障特約10条項における生存給付金の受取人は契約者とします。」

給付金の受取人に関する特約条項 目次

第1条 特約の締結

第2条 給付金の受取人

第3条 特約の解約

第4条 この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力

給付金の受取人に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、主契約に付加して締結します。

② 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の締結後、給付金の支払事由が発生する前に限り、この特約を主契約に付加することができます。

③ 前項の規定によりこの特約を主契約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した保険契約(主契約に特約が付加されているときは、その特約を含みます。)については、普通保険約款(主契約に特約が付加されているときは、その特約条項を含みます。)に給付金の受取人は契約者と定められている場合でも、その給付金の受取人は被保険者とします。

(特約の解約)

第3条 契約者は、給付金の支払事由が発生する前に限り、被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。

(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)

第4条 この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

② 契約者の遺言による受取人の変更の場合は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項 目次

第1条 特約の締結

第2条 保険金または給付金の受取人

第3条 特約の解約

第4条 この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力

家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、家族特約(特約の被保険者が主契約の被保険者の妻または子である特約をいいます。以下同じ。)に付加して締結します。

② 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の締結後、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、この特約を家族特約に付加することができます。

③ 前項の規定によりこの特約を家族特約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金または給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した家族特約については、家族特約の特約条項に保険金または給付金の受取人は主契約の被保険者と定められている場合でも、その保険金または給付金の受取人は契約者となります。

(特約の解約)

第3条 契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。

(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)

第4条 この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。

② 契約者の遺言による受取人の変更の場合は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項 目次

第1条 特約の締結

第2条 保険金または給付金の受取人

第3条 特約の解約

第4条 この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力

家族特約の保険金等の受取人に関する特約条項

(特約の締結)

第1条 この特約は、主たる保険契約(以下「主契約」といいます。)締結の際、保険契約者(以下「契約者」といいます。)の申出によって、家族特約(特約の被保険者が主契約の被保険者の妻または子である特約をいいます。以下同じ。)に付加して締結します。

- ② 前項の規定にかかわらず、契約者は、主契約の締結後、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、この特約を家族特約に付加することができます。
- ③ 前項の規定によりこの特約を家族特約に付加した場合には、この特約の保険証券は発行しません。

(保険金または給付金の受取人)

第2条 この特約を付加した家族特約については、家族特約の特約条項に保険金または給付金の受取人は主契約の被保険者と定められている場合でも、その保険金または給付金の受取人は契約者となります。

(特約の解約)

第3条 契約者は、保険金または給付金の支払事由が発生する前に限り、家族特約の被保険者の同意を得て、この特約を解約することができます。

(この特約の付加または解約をした場合の受取人変更の効力)

- 第4条** この特約の付加または解約の通知が会社に到達した場合には、受取人は当該通知が発信されたときに遡って変更されます。ただし、当該通知が会社に到達する前に変更前の受取人に保険金または給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の受取人から請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- ② 契約者の遺言による受取人の変更の場合は、契約者が死亡した後、契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

ジブラルタ生命からのお願い

- 転居、町名変更などの場合には、お手数でも担当の生命保険募集人または当社コールセンター（0120-981-088）にすぐお知らせください。
- 名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失などの場合には、担当の生命保険募集人または当社コールセンターにすぐお知らせください。
- ご契約についてのご照会やご通知の際には、保険証券の種類番号・証券番号・CD（チェック数字）、ご契約者・被保険者のお名前およびご住所を明示してください。
保険証券はお客様ご自身で管理してください。

ご契約についてのお問合せやご相談は、担当の生命保険募集人または当社コールセンターまでご連絡ください。

（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」について

- ・ この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- ・ （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)
- ・ なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

2024年3月版[㊞]



←当社用



ジブラルタ生命保険株式会社

本社/〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

0120-981-088 **通話料無料**

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

お問い合わせ先（担当者）